

## 《 訂 正 表 》

『完全整理 最強の会社法（改訂版）』において、以下の様な誤りが判明いたしました。お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと共に、下記の様に修正いただくようお願い申し上げます。  
(平成22年5月21日更新)



訂正箇所	誤	正
p 10 (23) 法人の種類	<u>民法</u> 法人	一般法人
同 成立時期	<u>主務官庁の許可を得たとき(民34)。</u>	<u>設立の登記をしたとき(一般法人22, 163)。</u>
p 26, p27 各最下行	株券提供広告につき(42)参照。	株券提供広告につき(40)参照。
p 201 (5) 組織変更の流れ 株式会社の組織変更	事前備置き(会775)…(5) 組織変更計画の承認(会776)…(6) 債権者保護手続(会779)…(7) 効力発生(会745)…(8)	事前備置き(会775)…(6) 組織変更計画の承認(会776)…(7) 債権者保護手続(会779)…(8) 効力発生(会745)…(9)
同 持分会社の組織変更	組織変更計画の承認(会781 I)…(6) 債権者保護手続(会781 II, 779) …(7) 効力発生(会747)…(8)	組織変更計画の承認(会781 I)…(7) 債権者保護手続(会781 II, 779) …(8) 効力発生(会747)…(9)
p 215 (21) 新設合併消滅会社の 新株予約権者に対してその新 株予約権に代えて交付するこ とができるもの 罫線内	①存続株式会社の新株予約権(会749 I ④イ)※1 ②金銭(会749 I ④ハ)	①存続株式会社の新株予約権(会753 I ⑩イ)※1 ②金銭(会753 I ⑩ハ)
同 ※1 3～4行目	…債務を承継しなければならない (会749 I ④ロ) …	…債務を承継しなければならない (会753 I ⑩ロ) …
p 215 (23) 新設合併契約の承認 決議要件 例外 2行目	…譲渡制限株式等である場合	…譲渡制限株式等である場合で <u>あって新設合併設立会社が公開 会社でない場合</u>
p 223 Q10. 解答	○ 新設合併の場合…したがって、 新設合併をする場合、消滅株式会社 は、常に、株主総会の決議によって、 <u>吸収合併契約の承認を受けなければ ならない(会804 I, 309 II ⑫)。</u>	× 新設合併の場合…したがって、 新設合併をする場合、消滅株式会社 は、 <u>原則として</u> 、株主総会の決議に よって、 <u>新設合併契約の承認を受け なければならない(会804 I, 309 II ⑫)。</u> しかし、 <u>設立しようとする会社 が持分会社である場合には、総株主 の同意が必要となる(会804 II)。</u>

\* 下線部分が訂正箇所です。